

猿払村広報「さるふつ」広告掲載取扱要領

(平成19年11月12日訓令第39号)

(趣旨)

第1条 この要領は、猿払村広告料収入事業実施規則（平成19年猿払村規則第23号。以下「規則」という。）に基づき、村の広報「さるふつ」（以下「広報」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報に掲載する広告（以下「広告」という。）は、規則第3条の基準に適合し、公共性、公益性を妨げないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告主は、広報発行日（毎月1日）の1ヶ月前までに掲載する広告の原稿を提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。